

令和6年度第2回鮫川村地域公共交通協議会

日時：令和6年7月9日（火）

13:30～

場所：鮫川村役場・正庁

進行：室長

《 次 第 》

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協 議

報告第1号 共創・MaaS 実証プロジェクト事業の採択について

議案第1号 令和6年度鮫川村地域公共交通協議会収支補正予算（案）
について

議案第2号 令和6年6月までのデマンド交通実証事業結果および
デマンド交通の運行形態の変更について

議案第3号 料金改正（案）について

議案第4号 デマンド交通「愛称募集」について

報告第2号 塙・鮫川線のダイヤ改正について

4. そ の 他

次回開催について 令和6年11月以降

5. 閉 会

令和6年度 鮫川村地域公共交通協議会委員名簿

	所属	職名	氏名	選出区分
1	鮫川村	副村長	鈴木 大介	鮫川村長またはその指名する者
2	福島交通株式会社石川営業所	所長	本柳 靖二	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
4	一般社団法人福島県タクシー協会	県南支部長	鈴木 岳	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
5	東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	黒田 雅樹	福島運輸支局長またはその指名する者
6	福島県県南地方振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長	鈴木 真徳	福島県の行政機関の職員（都道府県）
7	棚倉警察署	地域交通課長	新川 克己	福島県の行政機関の職員（都道府県警察）
8	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	高橋 智巳	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
9	福島県棚倉土木事務所	所長	佐藤 和志	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
10	私鉄福島交通労働組合棚倉分会	会長	高橋 政廣	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
11	鮫川運送(株)	社長	芳賀 篤徳	鮫川村長またはその指名する者
12	(株)あんしん（介護タクシー）	社長	森 正紀	鮫川村長またはその指名する者
13	鮫川村商工会	会長	古舘 勝人	鮫川村長またはその指名する者
14	鮫川村商工会	女性部長	我妻 久美子	鮫川村長またはその指名する者
15	社会福祉協議会	事務局長	舟木 正博	鮫川村長またはその指名する者
16	地域包括支援センター	ケアマネジャー	藤元 良子	鮫川村長またはその指名する者
17	鮫川村区長会	赤坂西野区長	石井 哲	住民または利用者の代表
18	鮫川村老人クラブ連合会	会長	前田 三郎	住民または利用者の代表
19	福島県修明高等学校	校長	阿部 拓広	住民または利用者の代表
20	学校法人石川高等学校	教頭	矢吹 靖弘	住民または利用者の代表
21	社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぽぽの家	施設長	江尻 勝巳	住民または利用者の代表
22	鮫川村連合 PTA	会長	関根 巨樹	住民または利用者の代表
23	鮫川村連合 PTA	副会長	澤村 龍太	住民または利用者の代表

オブザーバー

24	総務課	課長	矢吹 かおり
25	住民福祉課	課長	齋藤 利己
26	農林商工課	課長	我妻 正紀
27	地域整備課	課長	鈴木 隆寛
28	教育課	課長	渡邊 敬
29	こどもセンター	副主幹兼事務局長	長久保 仁一

事務局

30	村づくり推進室長	事務局員	船木 博枝
31	村づくり推進室村づくり推進係長	事務局員	矢吹 直美
32	村づくり推進室村づくり推進係主任主事	事務局員	佐藤 雄大
33	村づくり推進室村づくり推進係主事	事務局員	薄葉 楓花

様式第 1

第 東 北 1 0 号

令和 6 年 6 月 2 5 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

首都圏本社 本社長 殿

住 所 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5

氏名又は名称 鮫川村地域公共交通協議会

令和 6 年度 共創・MaaS 実証プロジェクト

(令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (共創・MaaS 実証プロジェクト))

交付申請書

令和 6 年度 共創・MaaS 実証プロジェクト (令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (共創・MaaS 実証プロジェクト))

金 10,752,786 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 5 条及び交付規程第 7 条の規定により、別紙のとおり申請します。

様式第 1 別紙①

共創モデル実証運行事業/日本版MaaS推進・支援事業

令和6年度 共創・MaaS実証プロジェクト（令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（共創・MaaS実証プロジェクト））交付申請書

共創プラットフォーム名 鮫川村地域公共交通協議会

【地域区分A】

(単位：円)

	補助対象事業の種別	補助対象事業の完了予定日	補助対象経費		備考
			内容	金額	
1	委託・外注費	交付決定日から ～2025/02/28	実証運行業務委託料 ・鮫川運送株式会社	4, 420, 500	
			小計	4, 420, 500	
2	委託・外注費	交付決定日から ～2025/02/28	広報費 ・デマンド交通広報誌A4×1, 500部 2回	126, 720	
			小計	126, 720	
3	委託・外注費	交付決定日から ～2025/02/28	システム構築委託料 ・トヨタ・コニック・プロ株式会社	2, 804, 780	
			小計	2, 804, 780	
4	委託・外注費	交付決定日から ～2025/02/28	運行等支援業務委託料 ・株式会社ケー・シー・エス	2, 519, 000	
			小計	2, 519, 000	

様式第 1 別紙①

共創モデル実証運行事業/日本版MaaS推進・支援事業

令和6年度 共創・MaaS実証プロジェクト（令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（共創・MaaS実証プロジェクト））交付申請書

共創プラットフォーム名 鮫川村地域公共交通協議会

【地域区分A】

(単位：円)

	補助対象事業の種類別	補助対象事業の完了予定日	補助対象経費		備考
			内容	金額	
5	その他本事業に直接要する諸経費	交付決定日から ～2025/02/28	消耗品費 ・コピー用紙 (A4) ・ラベルシール (A4) 12面 ・上質紙 (A4) ・色上質紙 (A4)	4,200 2,770 1,750 1,100	
			小計	9,820	
6	委託・外注費	交付決定日から ～2025/02/28	AEDリース料	52,360	5年額リース料 448,800円 月額リース料 7,480円 ×対象期間 R6.8～R7.2 7ヶ月 52,360円 申請
7	委託・外注費	交付決定日から ～2025/02/28	車両等提供に係る運営業務委託料 ・福島交通株式会社	3,696,000	
			小計	3,696,000	
			補助対象経費合計	13,629,180	
			補助金額(定額分)	5,000,000	
			補助金額(定額分除く)	5,752,786	
計			合計	10,752,786	補助金額(定額分500万)分含む

(添付書類)

(1) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎

(2) その他申請に必要な書類

議案第 1 号

令和 6 年度鮫川村地域公共交通協議会収支補正予算（案）

収入総額 3, 7 1 3, 5 0 0 円
 支出総額 3, 7 1 3, 5 0 0 円
 差引残額 0 円

1 収入の部

単位：円

款	項	目	当初予算額	補正額	現予算額	説 明
1 分担金 及び負担金	1 負担金	1 負担金	2, 768, 000	△2, 519, 000	249, 000	運行主体の変更 による減額
2 国及び 県補助金	1 国及び 県補助金	1 国及び 県補助金	3, 229, 735	0	3, 229, 735	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	234, 730	0	234, 730	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	35	0	35	
計			6, 232, 500	△2, 519, 000	3, 713, 500	

2 支出の部

単位：円

款	項	目	当初予算額	補正予算額	現予算額	説 明
1 総務費	1 総務 管理費	1 会議費	195, 000	0	195, 000	
		2 事務費	188, 765	0	188, 765	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2, 519, 000	△2, 519, 000	0	デマンド交通実 証事業は村での 実施のため減額
3 償還金	1 償還金	1 償還金	3, 229, 735	0	3, 229, 735	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	100, 000	0	100, 000	
計			6, 232, 500	△2, 519, 000	3, 713, 500	

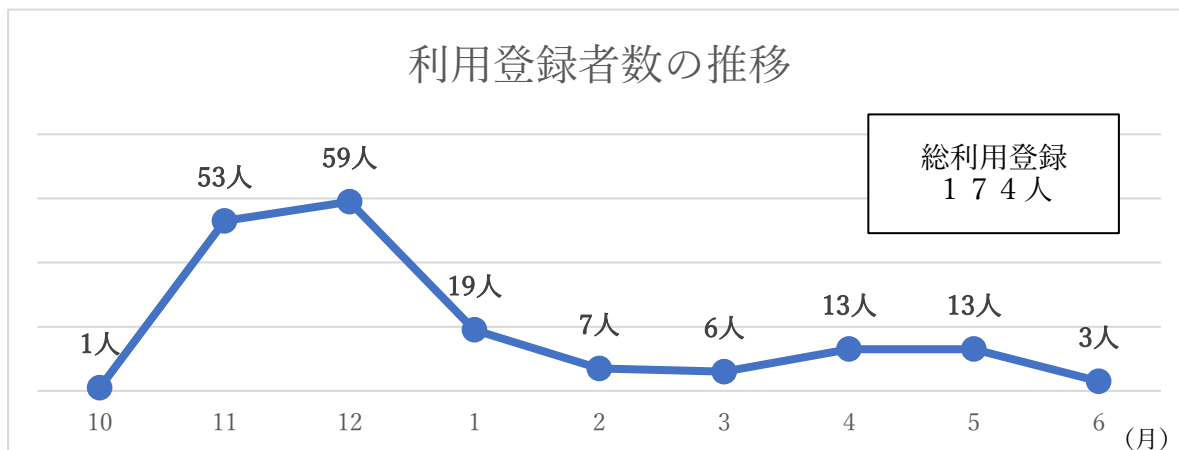
議案第 2 号

令和 6 年 6 月までの鮫川村デマンド交通実証事業結果

1 デマンド交通の概要について

- (1) 実証運行期間：令和 5 年 11 月 14 日～令和 6 年 3 月 31 日
令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日（実証継続）
- (2) 運 行 時 間：8 時～16 時
- (3) 運 行 日：月～土及び企画運行日
(日、祝、12 月 29 日～1 月 3 日は運休)
- (4) 運 行 地 域：村内全域及び埴町の一部（埴厚生病院と磐城埴駅）
- (5) 運 賃： 400 円（19～69 歳）
200 円（6～18 歳、70 歳以上、障がい者）
1,500 円（利用登録の住所が村外の方）

2 利用登録者数の推移（R5.11.14～R6.6.30 まで）



(1) 総利用登録者数 174 人

うちたんぽぽの家通所者（団体） 37 人

(2) 状況

- ・年齢別の割合は 70 歳以上（村内）が 58%、19～69 歳（村内）が 19% であった。障がい者については、村外の方が 13%、村内は 8%。
- ・村内、村外問わず、6～18 歳の登録はなし。
- ・新規利用登録数は減少しているため、小中学生への利用促進を行う。

3 運行状況及び乗車人数（R6. 4. 1～R6. 6. 30 まで）

（1）運行日数：74日

（2）運休日数：17日

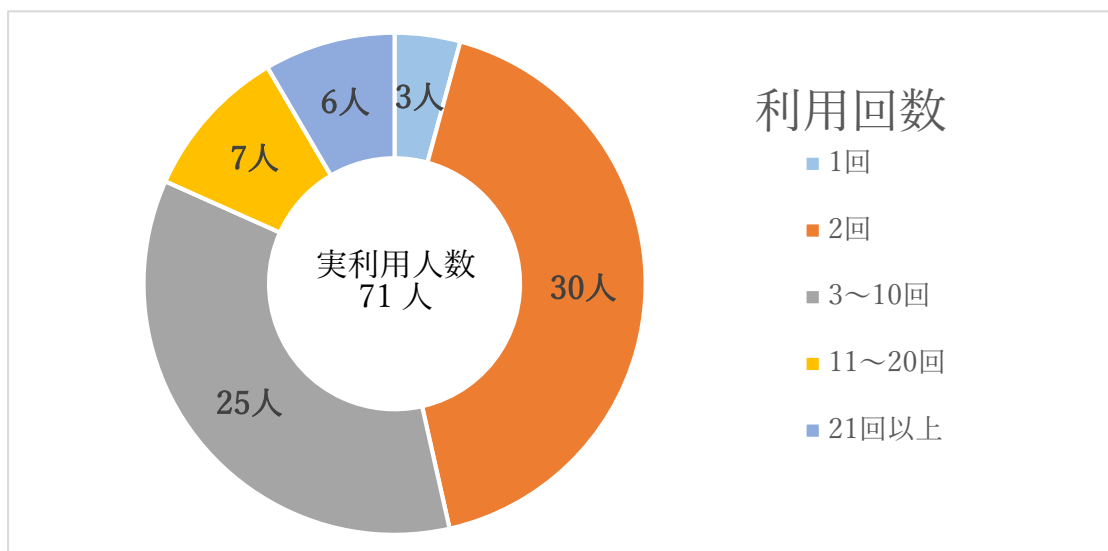
（3）乗車人数：123人（4月39人、5月45人、6月39人）

（4）1日あたりの乗車人数：約2人

（5）状況

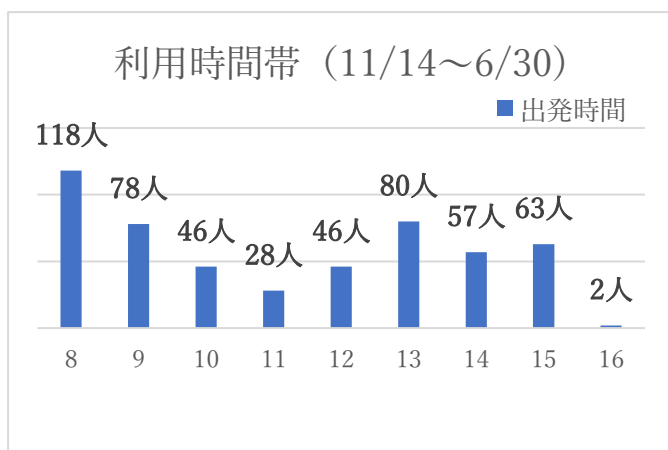
- ・利用者のいない日数は13日であった。
- ・連休期間運行がなかったため、運休日数が多い。
- ・利用者については、毎月40人程であり、2・3月と比較し、増加している。

4 利用者の傾向



（1）利用回数について（R5. 11. 14～R6. 6. 30 まで）

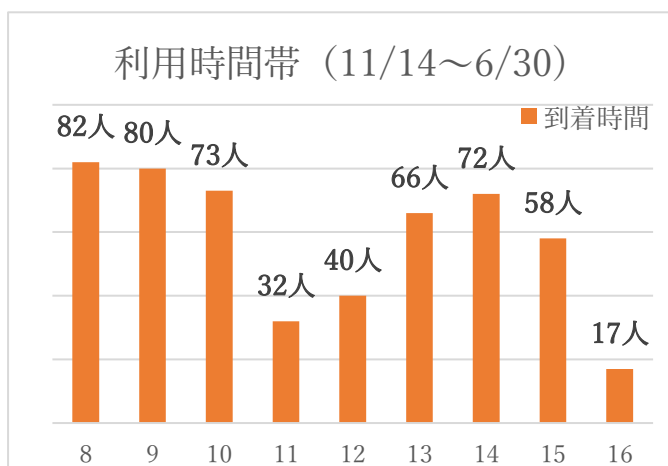
- ・実利用人数は71人となり、利用登録者の約40%が1度でも乗車したことがある。
- ・最も多い回数は2回であり、1回のみの利用は3人となっている。片道のみ利用にとどまらず、往復で乗車する方が多い。
- ・21回以上利用している方は6人、そのうち30回以上利用している方は4人である。最も利用の多い方では47回。



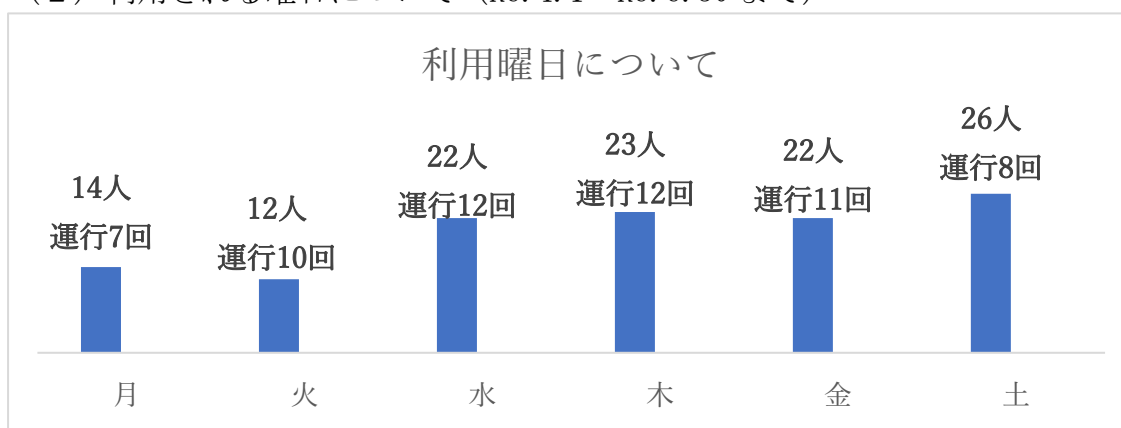
(2) 利用時間帯

(R5. 11. 14～R6. 6. 30 まで)

- ・利用頻度の多い時間帯は、出発時間 8 時台、到着時間 8 時台・9 時台である。
- ・到着時間は 8 時台が多く、午後では 13 時が多い。
- ・到着時間は比較的分散しているが、11 時、12 時の日中が少ない。

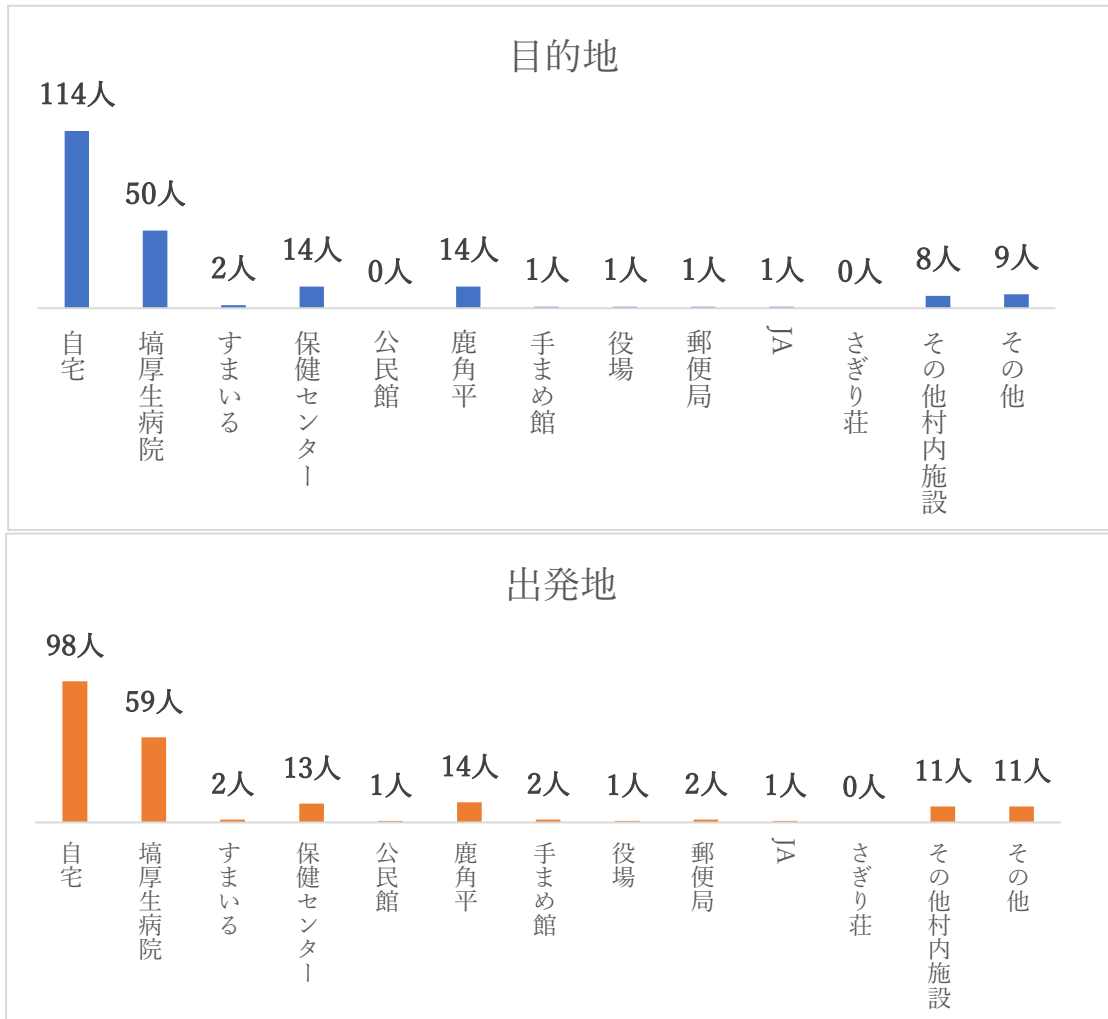


(2) 利用される曜日について (R6. 4. 1～R6. 6. 30 まで)



- ・利用頻度の多い曜日は土曜日 26 人、次いで木曜日 23 人である。
- ・土曜日は団体での利用が 2 回あったため、頻度が高くなっている。
- ・水曜日以降は比較的利用人数に変化はないが、月・火曜日の利用者が少ない傾向にある。

(3) 利用場所について (R6.4.1～R6.6.30 まで)



- ・ 主な目的地として、埴厚生病院を利用する方が多い。次いで保健センター、鹿角平観光牧場となっている。
- ・ *鹿角平観光牧場は団体利用が2回あり、人数が多くなっている。
- ・ *保健センターには鮫川歯科医院、診療所の利用を含む
- ・ 出発地としては自宅からの出発が多く、利用は往復が多い。
- ・ その他村内施設には、各地区の集会所や商工会、各理美容院を含む。
- ・ その他には、居住棟在住者が実家の手入れのための帰省をカウントしている。

5 総括

- 新規利用登録者について、実証開始より減少しているが、利用者数については気候等の要因も関係し、4月以降は増加傾向にある。
- 団体利用をされる方が多く、直近3カ月では土曜日の運行回数も多くなっている。
- 企画運行日として運行を行った日はこれまで1度もないため、今後村内イベント等に合わせた運行日を設けていきたい。
- 学生の利用については、現在登録が0人である。
今後長期連休に投入するため、学生向けに広報を進めていく必要がある。
- 利用場所として、埴厚生病院が最も多く、運行自体が埴厚生病院の診療時間に合わせた運行が多く、これらを踏まえて、他の交通機関との連携を強化したい。

6 推進 第 2 2 2 号
令和 6 年 6 月 2 6 日

棚倉町長 湯座 一平 様

鮫川村長 宗 田 雅 之
(公 印 省 略)

鮫川村デマンド交通運行範囲拡大に係る同意について（依頼）

日頃より村政および公共通施策にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
鮫川村では、令和 5 年 1 1 月よりデマンド交通の実証運行を行っております。
このたび、棚倉町への乗入れによる運行範囲の拡大を目的に、関係事業者との
協議を実施したところ、快諾していただいたところであります。
つきましては、御町でも本村のデマンド交通の乗り入れに対しご同意くださ
いますようお願いいたします。

記

1 協議済交通事業者

- ・ジェイアールバス関東株式会社 白河支店 支店長 宮本 昭一 氏
- ・福島交通株式会社 代表取締役 武藤 泰典 氏
- ・タクシー協会 会長代理 金澤 寛一 氏

(事務担当 鮫川村役場村づくり推進室村づくり推進係 薄葉 0247-57-6332)

6産第 184 号

令和6年7月5日

鮫川村長 宗田 雅之 様

棚倉町長 湯座 一平



鮫川村デマンド交通運行範囲拡大に係る同意について（回答）

令和6年6月26日付6推進第222号で依頼のありましたこのことについて、
同意致します。

（事務担当 棚倉町役場産業振興課 商工係 菊池 TEL0247-33-2113）

鮫川村デマンド交通
運行計画（実証運行）（案）

令和6年7月9日
鮫川村地域公共交通協議会

目 次

1. 運行計画策定の趣旨	1
2. 運行計画	1
(1) 運行の態様	1
(2) 運行主体	1
(3) 運行計画表	2
(4) 運行エリア図	3
(5) 運行スケジュール	5

1. 運行計画策定の趣旨

鯨川村では、令和5年2月に地域公共交通計画を策定しており、「基本方針1：交通不便地域の解消に向けた移動手段の確保」の実現に向けて、「各地域から拠点へのアクセスを確保する新規交通（デマンド交通）運行」を取組として位置づけています。

そのため、村内の各地域から中心部などの拠点まで、高齢者や学生などの交通弱者が利用可能な交通サービスの整備など、地域の実情に応じた公共交通サービスの構築が求められています。

また、地域における移動手段の維持・確保は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには、健康、福祉、教育、環境など、様々な分野で大きな効果をもたらす、地域社会全体の価値を高めることに直結する取組となります。

こうしたことを踏まえ、鯨川村では、新たな交通サービスとして、デマンド交通の実証運行を令和5年11月より開始しています。デマンド交通の実証運行により、地域公共交通計画に位置づけた以下の導入目的は達成できました。

導入目的①：交通不便地域を解消すること

導入目的②：村役場をはじめとした地域拠点へのアクセス向上を図ること

導入目的③：地域間交通への乗り継ぎや利便性の向上を図ること

しかしながら、目的地の拡大、予約時間の受付時間の短縮などが求められており、持続可能な移動手段の確保及び利便性向上に向けて、運行内容の改善及び利用促進の改善による運行継続を行っていくことが必要となります。そのため、デマンド交通の新たな取り組みを進めていくため「鯨川村デマンド交通運行計画（実証運行）」を策定するものです。

2. 運行計画

鯨川村デマンド交通の実証運行は次のとおりとします。

（1）運行の態様

道路運送法第79条の許可に基づく、自家用有償旅客運送に基づく「区域運行」とします。

（2）運行主体

一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者、もしくは、一般貸切旅客自動車運送事業者の許可を受けた運行事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受けた運行事業者とします。

(3) 運行計画表

※新たな取組内容を赤字で記載。

No.	項 目	内 容
1	運行方式	・乗合方式：道路運送法第79条
2	実施主体	・鯨川村
3	運行委託	・鯨川運送株式会社
2	登録できる方	・鯨川村にお住まいの方。 ・鯨川村に来訪された方。
3	利用できる方	・登録者 ・登録者と同乗する方（登録者の介助者・保護者・同一世帯の方） ・登録者は以下の通り 「村民（こども（18歳未満）」） 「村民（大人（65歳未満）」） 「村民（高齢者65歳以上）」 「村外からの来訪者」の4区分を想定。 ※未就学児が乗車する場合は保護者の同伴が必要 ※団体申し込みによる利用が可能（例：障がい者福祉施設通所者）
4	利用方法	①事前に利用登録の申請を行う ②-1 利用者は予約専用ダイヤルに直接電話をかけて予約する （登録者氏名又は登録番号、利用日時、出発地と目的地（※1）、 利用人数、希望出発時刻又は希望到着時刻を伝える） ※1 予約時の出発地と目的地はそれぞれ一か所のみ指定できる。 ②-2主要拠点にタブレット端末を設置し、タブレット端末で簡単に 予約できるようにする。予約すると、車両到着までに時間が提示 される。タブレット端末を設置する箇所は6箇所 固定箇所：たんぽぽの家、POPO.I、 当面の設置箇所：保健センター、すまいる、 さざり荘、鯨川村役場 ※当面の設置箇所については、実証運行を進めていく中で利用状 況に応じて、一部変更していく可能性がある。
5	運行エリア	・鯨川村内を基本とする。 ・一部、鯨川村外の塙町の医療施設（塙厚生病院）、鉄道駅（磐城 塙駅）、棚倉町の施設（ヨークベニマル）や鉄道駅（磐城棚倉 駅）に乗り入れる。 ※棚倉町への乗り入れは、第1火曜日と第4土曜日の限定的な乗り 入れを実証する。
6	運行形態	・自宅前から目的地の前まで乗車できる「ドア・ツー・ドア方式」に よる運行とし、利用者からの事前予約に基づき、乗合方式で運行す る。

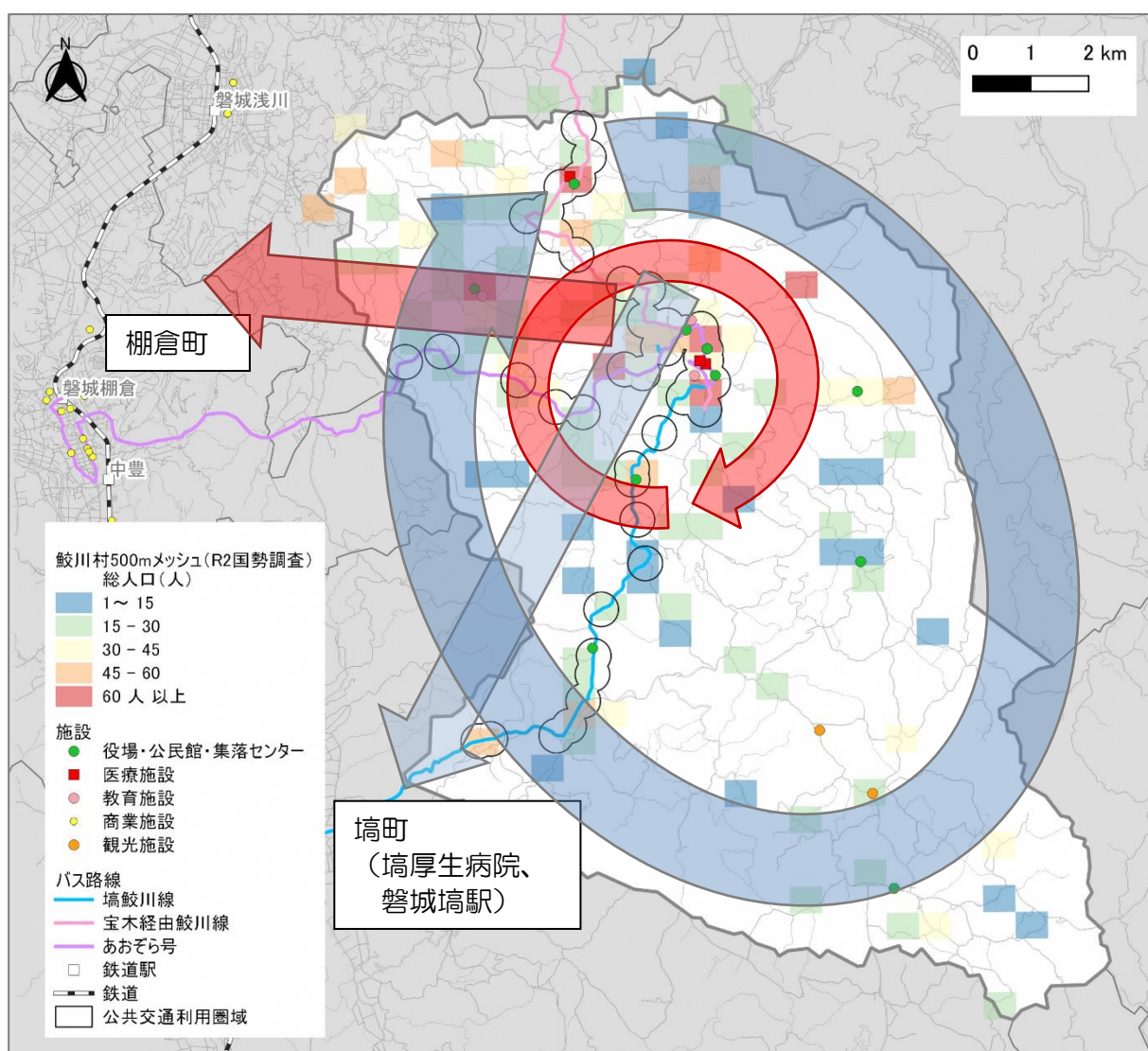
7	車両・台数	・ジャンボタクシー（ワゴンタイプ・10人乗り（運転手含む）） ・2台（デマンド交通専用車両）
8	利用料金	・「村民（こども（18歳以下））」：1人1回200円 ・「村民（大人（65歳未満））」：1人1回400円 ・「村民（高齢者65歳以上）」：1人1回200円 ・「村民（障がい者）」：1人1回200円 ・「村外からの来訪者」：1人1回1,500円 ・たんぽぽの家（障がい者福祉施設）の通所者の団体利用は定期券料金として、1か月2,500円（通勤のみ利用可能） ・たんぽぽの家から手まめ館への納品など施設としての利用は、社会福祉法人鯨川会として、村に減免申請を行っていただき、実証期間中は、施設利用減免として取り扱う。 ＊施設利用者が、個人的に利用する場合は、有料扱い。 ・未就学児は無料
9	運行日	・月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）
10	運行時間	・午前8時から午後4時まで
11	予約受付時間等	・予約受付時間：運行日の午前8時から午後4時まで ※利用日の1週間前から希望出発時刻の2時間前まで ※タブレット端末による予約の場合、即時予約となる
12	運行期間	・実証運行開始から半年とする。 ※令和6年8月～令和7年2月とする。
13	その他	・AEDの搭載について ＊使用方法については、今後消防署と協議していく。

(4) 運行エリア図

基本的な運行パターンは、実証運行を進めていく中で、適宜変更していきます。

- ・ 埴町への移動需要が大きい場合は、他の交通機関との連携を強化していきます。
- ・ 村内全域及び埴町（埴厚生病院及び磐城埴駅）への村外移動で1台の体制で対応していますが、今後の利用状況をみながら、デマンド交通の運行体制について検討します。

タブレット端末の設置による予約しやすさ向上及びたんぽぽの家との連携により、村内中心部の回遊性向上の効果が大きいと認められる場合は、新たに、ライドシェアの検討も必要となります。



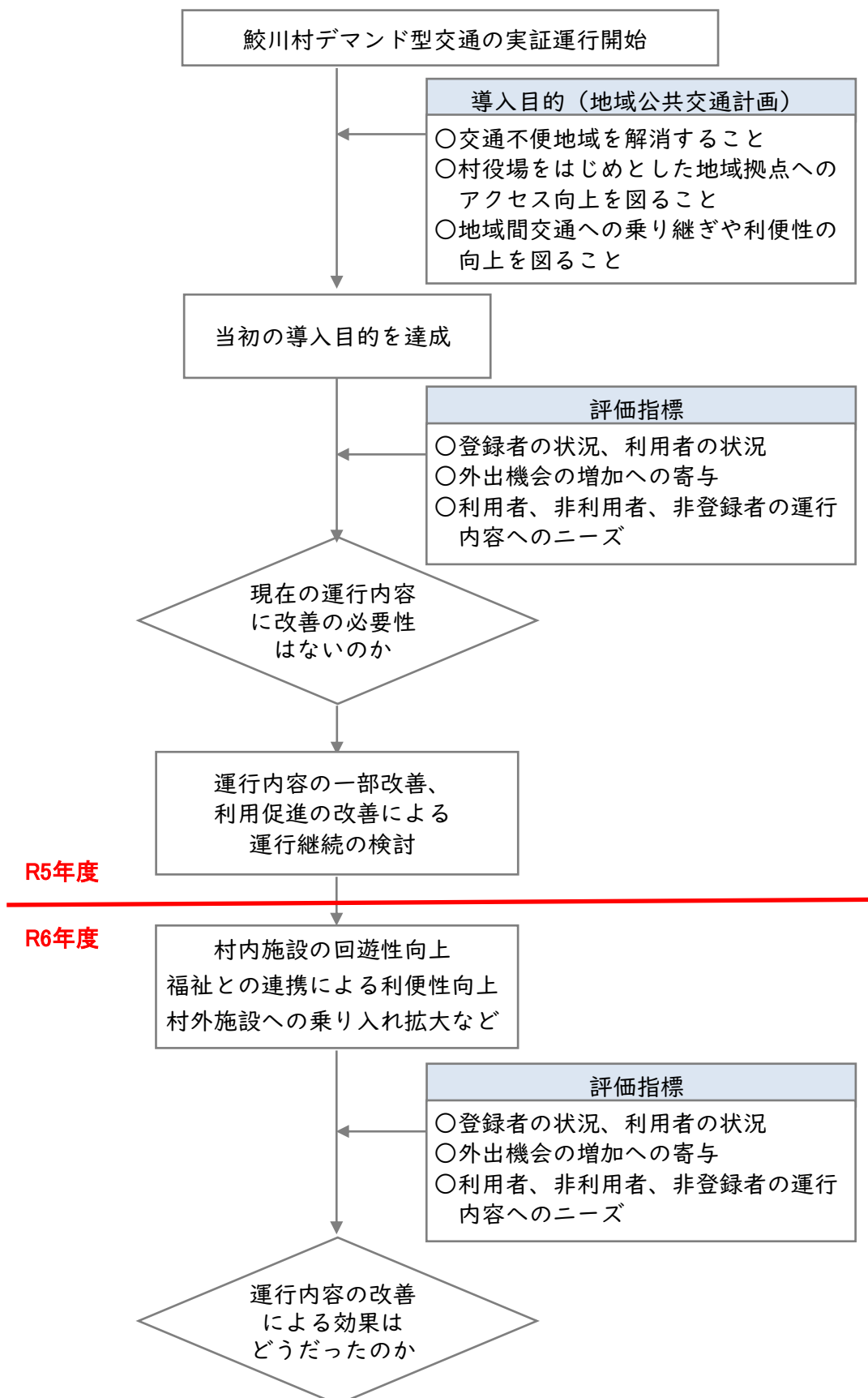
(5) 運行スケジュール

実施内容	R6 年							R7 年		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
■デマンド交通の新たな運行計画										
○新たな運行計画の作成	■	■								
○関係機関（交通事業者）との調整	●	●	●	●	●					
■村民説明会等、周知 PR		■	■	■	■	■				
■デマンド交通の新たな運行開始			★							
■デマンド交通の評価検証										
○利用実績の集計			■	■	■	■	■	■	■	
○アンケート実施							■			
○アンケート集計・とりまとめ							■	■		
○評価検証及び課題整理							■	■		
■次年度以降の運行内容の検討								■	■	
■福島運輸支局への許可申請									■	■
■地域公共交通協議会の開催 （予定）		●		●			●		●	

■参考：評価検証の考え方

○フロー

- ・評価検証は、利用実績やアンケート調査に基づく評価指標をもとに検証する。
- ・現在の運行を継続するのか、運行内容を変更するのか、以下のフローで検証する。



○評価検証項目

視点		項目	調査名
評価 指標	利用者数の変化	・延べ利用者数や実利用者数の変化 ・利用回数の変化 ⇒運行内容の改善や時間経過による変化	利用実績
	登録者の状況	・登録人数の変化 ⇒運行内容の改善や時間経過による変化	利用実績
	外出機会の変化	・外出機会の変化 ・外出機会が変化した要因 ⇒予約のしやすさによる変化、乗り降りできるエリアの増加による変化など ・外出エリアの状況 ⇒村内中心部への移動、村外への移動の変化 ・利用者の属性 ⇒高齢者の利用率、福祉関係者の利用率、高齢者以外の利用率	利用実績・アンケート
	利用者の運行内容への満足状況	・利用者の運行内容に対する改善ニーズ ⇒運行内容の改善による変化	アンケート
	非利用者の運行内容への満足状況	・実利用率の変化 ・登録しているものの利用していない理由 ・改善された場合の利用意向	利用実績・アンケート
	非登録者の運行状況の周知状況及び運行内容の満足状況	・登録していない理由 ・改善された場合の登録及び利用意向	アンケート

鮫川村デマンド交通実証運行実施要綱（一部改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、村民の交通手段を確保し、もって福祉の向上に資するため、鮫川村デマンド交通実証運行（以下「デマンド交通」という。）の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運行の方法）

第2条 デマンド交通は、次に掲げる方法により運行する。

- （1） 村が、道路運送法（昭和26年法律第183条）第79条の規定による登録を受けて行う自家用有償旅客運送
- （2） 前号に掲げるほか、村長が特に認めた運行

（運行）

第3条 デマンド交通の運行区域は、村内全域と別表第1に定める村外施設する。

- 2 デマンド交通の運行期間は、令和5年11月1日から本格運行までとする。
- 3 デマンド交通の運行時刻は、午前8時から午後4時までとする。なお、団体利用の場合はこの限りではない。
- 4 デマンド交通の運行日は、月曜日から土曜日及び企画運行日とする。ただし、日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。
- 5 前2項の規定にかかわらず、村長は、天災その他やむを得ない事情により、運行に支障があると認めるときは、運行を変更又は中止することができる。

（利用方法）

第4条 デマンド交通を利用する者は、デマンド交通利用登録簿（様式第1号）により事前に登録をするものとする。

- 2 デマンド交通を利用する者は、使用希望日の一週間前から当日の2時間前までに事前に予約するものとする。

（使用料）

第5条 デマンド交通を利用する者は、次の各号に掲げる使用料を納めなければならない。

（1） 普通使用料

- ア 村内の利用登録者のうち**村内の移動者** 1人1乗車（出発地から目的地までをいう。以下同じ）につき400円とする。ただし、18歳以下及び70歳以上の者は200円とする。（年齢の基準日は毎年度4月1日とする。）
- イ 村内の利用登録者のうち**村外への移動者** 1人1乗車（出発地から目的地までをいう。以下同じ）につき1,000円とする。ただし、18歳以下及び70歳以上の者は500円とする。（年齢の基準日は毎年度4月1日とする。）
- ウ ~~イウ~~ 村外の利用登録者 1人1乗車につき1,500円とする。ただし、18歳以下及び70歳以上の者は800円とする。

- （2） 定期使用料を適用する対象施設と使用料は、別表2のとおりとする。

（使用料の免除）

第6条 村長は、次のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第183号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者又は福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付49児第15号福島県厚

生部長通知) に定める療育手帳の交付を受けている者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 使用料の半額

- (2) 前号の者の介護のために乗車する者 使用料の全部
- (3) 就学前の乳幼児 使用料の全部
- (4) 村長が特別の理由があると認めた者 使用料の全部又は一部
(使用料の還付)

第7条 すでに納付された使用料は還付しない。ただし、村長が別に定める事由に該当すると認める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(運行及び管理業務の委託)

第8条 デマンド交通の運行及び管理業務は、運送事業者に委託することができる。

(運行管理の報告)

第9条 デマンド交通の運行及び管理業務は、デマンド交通予約表(様式第2号)により予約を受け付けるとともに、デマンド交通運転業務記録書(様式第3号)により1業務ごとに記録しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

村外施設	磐城塙駅
	磐城棚倉駅
	塙厚生病院
	ヨークベニマル棚倉店

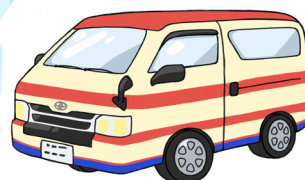
別表2 (第5条関係)

定期使用料

対象施設	使用料
社会福祉法人たんぽぽの家	1人当たり 月2,500円

デマンド交通

愛称募集



昨年11月より実証事業を実施しているデマンド交通ですが、令和7年3月まで実証を続けます。

これからもっともっとみなさまに利用していただくために、みなさまから愛着を持ってもらえるよう

親しみやすい「愛称」を募集します！

たくさんの応募
待ってるよ～！



愛称募集申し込みフォーム

募集期間

2024
8月31日(土)まで

応募方法

左のQRコードから
申し込みフォームへ

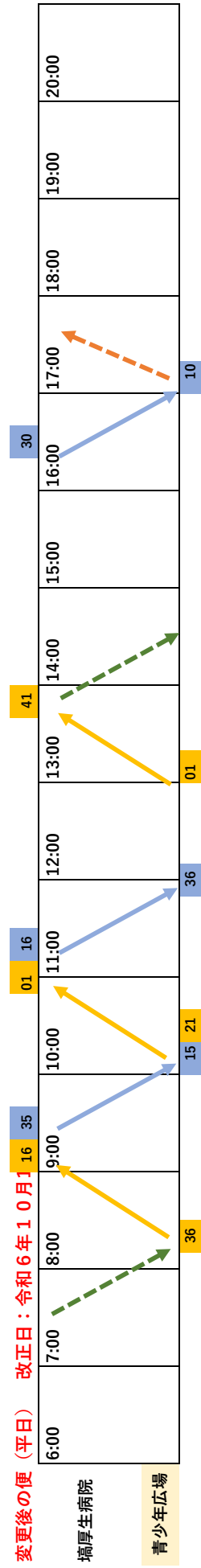
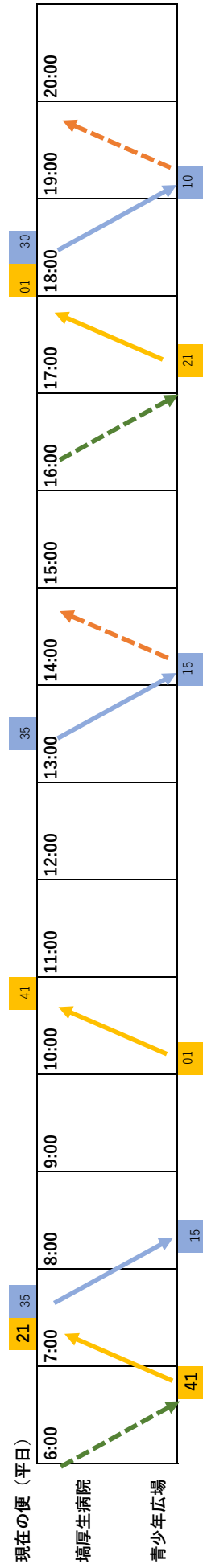
お問い合わせ

鮫川村役場 村づくり推進室

〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地5

TEL : 0247-57-6332
25

報告第2号 埼・鯉川線のダイヤ改正について



塙・鮫川線ダイヤ変更（案）

【現行】

往路（塙→鮫川行き）

停留所名	所要	①	②	③
塙厚生病院	0:00	7:35	13:35	18:30
塙駅前	0:01	7:36	13:36	18:31
栄町	0:01	7:37	13:37	18:32
三丁目	0:01	7:38	13:38	18:33
本町	0:01	7:39	13:39	18:34
上町	0:01	7:40	13:40	18:35
釜藤	0:01	7:41	13:41	18:36
塙中学校	0:02	7:43	13:43	18:38
赤坂	0:01	7:44	13:44	18:39
常豊小学校	0:01	7:45	13:45	18:40
西の沢	0:05	7:50	13:50	18:45
江竜田	0:01	7:51	13:51	18:46
大戸中	0:02	7:53	13:53	18:48
渡瀬下	0:01	7:54	13:54	18:49
渡瀬	0:01	7:55	13:55	18:50
山王の里	0:01	7:56	13:56	18:51
中山	0:01	7:57	13:57	18:52
福原	0:01	7:58	13:58	18:53
田尻	0:02	8:00	14:00	18:55
中沢入口	0:01	8:01	14:01	18:56
富田	0:01	8:02	14:02	18:57
薬師堂入口	0:01	8:03	14:03	18:58
前沼	0:01	8:04	14:04	18:59
湯川	0:01	8:05	14:05	19:00
鮫川中学校入口	0:01	8:06	14:06	19:01
鮫川広畑	0:02	8:08	14:08	19:03
鮫川村保健センター	0:01	8:09	14:09	19:04
鮫川役場	0:01	8:10	14:10	19:05
新宿	0:01	8:11	14:11	19:06
鮫川村図書館前	0:01	8:12	14:12	19:07
道少田	0:01	8:13	14:13	19:08
青少年広場	0:02	8:15	14:15	19:10
	0:40	0:40	0:40	0:40

復路（鮫川→塙行き）

停留所名	所要	①	②	③
青少年広場	0:00	6:41	10:01	17:21
道少田	0:02	6:43	10:03	17:23
鮫川村図書館前	0:01	6:44	10:04	17:24
新宿	0:01	6:45	10:05	17:25
鮫川役場	0:01	6:46	10:06	17:26
鮫川村保健センター	0:01	6:47	10:07	17:27
鮫川広畑	0:01	6:48	10:08	17:28
鮫川中学校入口	0:02	6:50	10:10	17:30
湯川	0:01	6:51	10:11	17:31
前沼	0:01	6:52	10:12	17:32
薬師堂入口	0:01	6:53	10:13	17:33
富田	0:01	6:54	10:14	17:34
中沢入口	0:01	6:55	10:15	17:35
田尻	0:01	6:56	10:16	17:36
福原	0:02	6:58	10:18	17:38
中山	0:01	6:59	10:19	17:39
山王の里	0:01	7:00	10:20	17:40
渡瀬	0:01	7:01	10:21	17:41
渡瀬下	0:01	7:02	10:22	17:42
大戸中	0:01	7:03	10:23	17:43
江竜田	0:02	7:05	10:25	17:45
西の沢	0:01	7:06	10:26	17:46
常豊小学校	0:05	7:11	10:31	17:51
赤坂	0:01	7:12	10:32	17:52
塙中学校	0:02	7:14	10:34	17:54
釜藤	0:01	7:15	10:35	17:55
上町	0:01	7:16	10:36	17:56
本町	0:01	7:17	10:37	17:57
三丁目	0:01	7:18	10:38	17:58
栄町	0:01	7:19	10:39	17:59
塙駅前	0:01	7:20	10:40	18:00
塙厚生病院	0:01	7:21	10:41	18:01
	0:40	0:40	0:40	0:40

【変更】

往路（塙→鮫川行き）

停留所名	所要	①	②	③
塙厚生病院	0:00	9:35	11:16	16:30
塙駅前	0:01	9:36	11:17	16:31
栄町	0:01	9:37	11:18	16:32
三丁目	0:01	9:38	11:19	16:33
本町	0:01	9:39	11:20	16:34
上町	0:01	9:40	11:21	16:35
釜藤	0:01	9:41	11:22	16:36
塙中学校	0:02	9:43	11:24	16:38
赤坂	0:01	9:44	11:25	16:39
常豊小学校	0:01	9:45	11:26	16:40
西の沢	0:05	9:50	11:31	16:45
江竜田	0:01	9:51	11:32	16:46
大戸中	0:02	9:53	11:34	16:48
渡瀬下	0:01	9:54	11:35	16:49
渡瀬	0:01	9:55	11:36	16:50
山王の里	0:01	9:56	11:37	16:51
中山	0:01	9:57	11:38	16:52
福原	0:01	9:58	11:39	16:53
田尻	0:02	10:00	11:41	16:55
中沢入口	0:01	10:01	11:42	16:56
富田	0:01	10:02	11:43	16:57
薬師堂入口	0:01	10:03	11:44	16:58
前沼	0:01	10:04	11:45	16:59
湯川	0:01	10:05	11:46	17:00
鮫川中学校入口	0:01	10:06	11:47	17:01
鮫川広畑	0:02	10:08	11:49	17:03
鮫川村保健センター	0:01	10:09	11:50	17:04
鮫川役場	0:01	10:10	11:51	17:05
新宿	0:01	10:11	11:52	17:06
鮫川村図書館前	0:01	10:12	11:53	17:07
道少田	0:01	10:13	11:54	17:08
青少年広場	0:02	10:15	11:56	17:10
	0:40	0:40	0:40	0:40

復路（鮫川→塙行き）

停留所名	所要	①	②	③
青少年広場	0:00	8:36	10:21	13:01
道少田	0:02	8:38	10:23	13:03
鮫川村図書館前	0:01	8:39	10:24	13:04
新宿	0:01	8:40	10:25	13:05
鮫川役場	0:01	8:41	10:26	13:06
鮫川村保健センター	0:01	8:42	10:27	13:07
鮫川広畑	0:01	8:43	10:28	13:08
鮫川中学校入口	0:02	8:45	10:30	13:10
湯川	0:01	8:46	10:31	13:11
前沼	0:01	8:47	10:32	13:12
薬師堂入口	0:01	8:48	10:33	13:13
富田	0:01	8:49	10:34	13:14
中沢入口	0:01	8:50	10:35	13:15
田尻	0:01	8:51	10:36	13:16
福原	0:02	8:53	10:38	13:18
中山	0:01	8:54	10:39	13:19
山王の里	0:01	8:55	10:40	13:20
渡瀬	0:01	8:56	10:41	13:21
渡瀬下	0:01	8:57	10:42	13:22
大戸中	0:01	8:58	10:43	13:23
江竜田	0:02	9:00	10:45	13:25
西の沢	0:01	9:01	10:46	13:26
常豊小学校	0:05	9:06	10:51	13:31
赤坂	0:01	9:07	10:52	13:32
塙中学校	0:02	9:09	10:54	13:34
釜藤	0:01	9:10	10:55	13:35
上町	0:01	9:11	10:56	13:36
本町	0:01	9:12	10:57	13:37
三丁目	0:01	9:13	10:58	13:38
栄町	0:01	9:14	10:59	13:39
塙駅前	0:01	9:15	11:00	13:40
塙厚生病院	0:01	9:16	11:01	13:41
	0:40	0:40	0:40	0:40

往路

- ①：鮫川村内での利用を想定（役場、保健センター等）
 ②：午前の通院をした方の帰り足が想定される
 （午前の買い物・通院が終わると想定される時間にダイヤ設定）
 ③：デマンド運行時間帯以外に運行できるように設定

復路

- ①：鮫川村内から塙厚生病院の通院需要を想定
 ②：塙厚生病院の午後の診察+買い物
 ③：午後の鮫川→塙へ買い物の需要を想定